

(様式 1-3)

広野町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	ニツ沼総合公園遊具更新事業		事業番号	A-1-1
交付団体		広野町	事業実施主体		広野町	
総交付対象事業費		103,860 (千円)	全体事業費		103,860 (千円)	
事業概要						
○事業の概要						
<p>ニツ沼総合公園内にある既存のザイルクライミング 1 基、スカイロープ 1 基、大型複合遊具 1 基、プレイポートワンダーランド 1 基、ムービング遊具(らくだ、馬、シーソー)各 1 基、ローラースライダー(大、小)各 1 基を更新する。</p> <p>また、公園内の遊び場(プレイゾーン)が南北に分散していたことから、遊具更新に際しては、更新する遊具すべてを公園南側 1 箇所に統合し、更新する遊具の機能を全て一つに集約した大型遊具として整備し、運動機会の確保、体力向上に寄与する場とする。遊具の維持管理については、現状の指定管理料での対応を想定している。</p> <p>さらに、震災前遊具を利用する子どもの数は年間 1 万人を超えており、学校や幼稚園などの教育機関への P R や定期的なイベントを開催し、同程度の利用を見込んでいる。</p>						
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性(制度要綱第 5 の 4 の一)						
<p>広野町復興計画(第一次)基本方針 1 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」</p> <p>第四次広野町町勢振興計画 施策の柱 I 「環境と共生した安全で機能的な都市づくりを目指して」</p> <p>3 「魅力的な公園整備と利活用の促進」</p>						
○広野町次世代育成支援行動計画(後期)基本目標 4 「子育てを支援する生活環境整備と子どもの安全確保」						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障(制度要綱第 5 の 1)						
<p>原子力災害前後で町の人口 5,418 人(平成 22 年国勢調査人口)のうち約 90%にあたる 4,920 人(全国避難者情報システム、H24.10 時点)が町外に避難した結果、スーパーマーケットの撤退、小売店、医療機関、児童・生徒数が減少するなどの影響を及ぼしている。</p>						
【子どもの運動機会の確保のための事業】						
○事業実施の必要性(制度要綱第 5 の 1)						
<p>今回、更新事業を行う「ニツ沼総合公園」は、震災前において利用しやすい公園として町内外に広く認知され、年間 8 万人程度の利用実績があった。</p> <p>また、更新事業を行う遊具については除染を行っているが、幼児・児童等の保護者からは遊具の利用を懸念する声が多く寄せられている状況にある。</p> <p>こうしたことから、遊具を更新することによりニツ沼総合公園のイメージアップを図り、子どもの遊び場の確保ならびに町民帰還の促進、運動機会の確保、体力向上に結びつけたい。</p>						
○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと(制度要綱第 5 の 4 の二①)						
<p>更新事業を行う遊具については除染を行っているが、幼児・児童等の保護者からは遊具の利用を懸念する声が多く寄せられている状況にある。また、平成 22 年度・24 年度体力テストの総合得点の平均値を比較</p>						

すると、全項目について 24 年度の数値が 22 年度数値を下回っている。特に、男子については 9 項目中 7 項目が全国平均を下回っているなど、子どもたちの体力低下の傾向が見受けられる。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

更新事業を行う遊具については除染を行っているが、幼児・児童等の保護者からは遊具の利用を懸念する声が多く寄せられている状況にあり、屋外遊具の利用を制限するなど、子どもの屋外での運動機会が減少している状況である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①）

学校施設等には配置できない大型遊具として整備することにより子どもたちへの関心を高めるとともに、保護者に対するイメージアップを図り、運動機会の確保を図る必要性がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

二ツ沼総合公園を利用する多くの子育て世帯が安心して利用できる環境を整えることを目的とし、既設遊具と同等の遊具に更新するものである。

また、公園内の遊び場（プレイゾーン）が南北に分散していたことから、遊具更新に際しては、更新する遊具すべてを公園南側 1 箇所に統合し、更新する遊具の機能を全て一つに集約した大型遊具として整備し、運動機会の確保、体力向上に寄与する場とする。遊具の維持管理については、現状の管理体制で適切に対応していく。

なお、震災前は二ツ沼総合公園の遊具を利用する子どもの数は年間 1 万人を超えていた。今回の遊具の更新により、町内の子どもたち（約 600 名）を中心とした子育て世帯が安心して利用できる環境とした。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第 5 の 4 の二②）

二ツ沼総合公園は、常磐道広野 IC から車で 3 分程度の国道 6 号に隣接した町内各地からのアクセスが容易な場所にあり、駐車場も完備されていて車での来園が容易であることから、遊具の更新により、休日の親子での利用など町内の子どもたちを中心に多くの町民の利用が見込まれる。震災前には年間 8 万人程度の利用実績があったことから、遊具更新に関する情報や開演時間等について町ホームページや広報紙等で広く広報することにより施設の利用促進を図ることを想定している。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

基幹事業において整備した施設における運動の効果を一層向上させる取組として、リニューアルイベントの開催や子どもの自発的な運動への取組に対してアドバイス等を行うプレイリーダー的役割を担う人材を育成するため、基幹事業において遊具を更新した二ツ沼総合公園を管理する広野町振興公社社員等に対し、必要な講習を行う。

また、小学校において毎年実施する新体カテストの結果について、震災前後の比較により事業効果について検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性